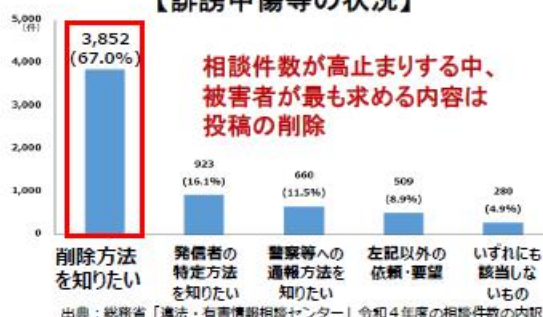


特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律案の概要

- ・ 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報の流通は、ネット利用が国民生活に浸透する中で社会問題化。これまで、発信者情報開示に係る法改正等、累次の対応を実施。
- ・ 被害者からの要望が多い投稿の削除に関しては、制度化が進んでおらず、課題が多く存在。
- ・ これらの課題に対応するため、**大規模プラットフォーム事業者に対し、(1)対応の迅速化、(2)運用状況の透明化**の具体的措置を求める制度整備を行う。

背景

【誹謗中傷等の状況】



【削除に関する課題】

- 課題例① 削除の申請窓口が分かりづらく、申請が難しい
- 課題例② 放置されると情報が拡散するため、被害者は迅速な削除を求めている
- 課題例③ 削除申請をしても通知がない場合があり、削除がなされたかが分からない
- 課題例④ 事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない

改正の概要

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

(1) 対応の迅速化（権利侵害情報）

- 削除申出窓口・手続の整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

(2) 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日